



平成 28 年 12 月 19 日

各 位

会社名 アンジェス MG 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山田 英  
(コード番号 4563 東証マザーズ)  
問合せ先 財 務 部 長 米尾 哲治  
電話番号 03-5730-2641

### 第 29 回新株予約権（第三者割当）（行使価額修正条項付）の 募集に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 12 月 19 日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第 29 回新株予約権（以下「本新株予約権」といい、かかる本新株予約権の発行を以下「本第三者割当」といいます。）の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	平成 29 年 1 月 4 日
(2) 新株予約権の総数	80,000 個
(3) 発 行 価 額	新株予約権 1 個につき 280 円(総額 22,400,000 円)
(4) 当 該 発 行 に よ る 潜 在 株 式 数	潜在株式数：8,000,000 株（新株予約権 1 個につき 100 株） 上限行使価額はありません。 下限行使価額は下記（6）記載のとおりですが、下限行使価額においても、潜在株式数は 8,000,000 株です。
(5) 資 金 調 達 の 額 (差引手取概算額)	2,022,578,000 円（差引手取概算額）(注)
(6) 行 使 価 額 及 び 行 使 価 額 の 修 正 条 件	当初 253 円。 行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東証」といいます。）における当社普通株式の終値の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」といいます。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正されます。ただし、修正日にかかる修正後の価額が 127 円（以下「下限行使価額」といい、調整されることがあります。）を下回る場合となる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいいます。別段の記載がなされる場合を除き、以下同じです。
(7) 募 集 又 は 割 当 方 法 (割 当 予 定 先)	クレディ・スイス証券株式会社に対する第三者割当方式
(8) そ の 他	当社は、割当予定先であるクレディ・スイス証券株式会社（以下「割当予定先」といいます。）との間で、新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の第三者割当て契約（以下「本第三者割当契約」といいます。）において、以下の内容を合

この文書は、当社の第 29 回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	<p>意する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行使可能期間中において、割当予定先は、当社に本新株予約権の行使を申請し、当社が許可した場合に限り本新株予約権を行使することができること。</li> <li>・ 一定の場合、割当予定先は当社に対して通知することにより、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権を払込金額と同額で買い入れること。</li> <li>・ 割当予定先は、当社取締役会の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと。割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先の本第三者割当契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に譲受人に対し譲渡するものとする。</li> <li>・ 割当予定先は、所定の適用除外の場合を除き、いずれの暦月においても、当該暦月において本新株予約権の行使により交付されることになる発行会社普通株式の数の合計が、上場株式数の10%を超えることとなる本新株予約権の行使を行わないものとする。</li> </ul> <p>詳細については、下記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権を選択した理由」及び下記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) その他」をご参照ください。</p>
--	--

(注) 資金調達額は、本新株予約権の払込金額の総額 (22,400,000 円) に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 (2,024,000,000 円) を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

#### ①当社の状況

当社は、HGF (※1) 遺伝子治療薬 (DNA プラスミド製剤) と NF- $\kappa$ B デコイオリゴ核酸 (※2) を中心に、次世代のバイオ医薬品の開発事業を推進する創薬系のバイオベンチャーです。医薬品の開発には通常、長い期間と多額の先行投資が必要となりますが、当社においては、HGF 遺伝子治療薬等の主力開発品が上市に至っておらず、開発への先行投資の段階にあるため赤字の計上が継続しております。

今回の資金調達は、当社の従来からの主要な開発パイプラインの一つである HGF 遺伝子治療薬について、米国において新たな臨床試験を実施しその開発を継続するための資金及び当社が近時本格的に進出した DNA ワクチン事業の推進のための資金を調達することを目的とします。

※1 HGF : Hepatocyte Growth Factor、肝細胞増殖因子をいいます。

※2 NF- $\kappa$ B デコイオリゴ核酸 : 核酸合成機で作成される比較的短い人工核酸により遺伝子の働きを制御する医薬品「核酸医薬」の一種です。

#### ②HGF 遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施

重症虚血肢を対象とした海外における HGF 遺伝子治療薬の開発については、医薬品としての承認申請前の最終段階の試験である第Ⅲ相臨床試験 (※3) 段階にあり、当社は、平成 26 年 10 月から、第Ⅲ相

この文書は、当社の第 29 回新株予約権発行 (第三者割当) (行使価額修正条項付) に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

臨床試験を米国を中心に国際的に展開実施していましたが（かかる第Ⅲ相臨床試験を、以下「旧国際共同第Ⅲ相臨床試験」といいます。）、当社がこれまでに実施してきた旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の状況を分析・評価した結果、被験者の登録ペースが想定よりも遅延し、臨床試験の完遂には、計画よりも長い期間と多くの費用が必要であることが判明しました。そこで、当社は、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の進捗が計画より遅い状況に対応し、平成 28 年 6 月に、HGF 遺伝子治療薬の開発資金を削減すると同時にできるだけ早く HGF 遺伝子治療薬の医薬品としての承認申請を実現し製品の実用化を目指す観点から、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を終了し、新たな開発戦略の下で別に新たな臨床試験を米国において実施することを決定しました。

旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の終了は、当社が設立以来手がけてきた、当社の主要な開発パイプラインの一つである HGF 遺伝子治療薬の開発そのものを断念することを意味するものではなく、今後は新たな開発戦略の下で米国において新たな臨床試験を実施し、HGF 遺伝子治療薬の開発を継続してまいります。新たな開発戦略の柱は、開発費用を抑制しながら、より小規模の試験を比較的短期間で実施する点にあり、具体的には、(i)重症虚血肢の中でも対象とする被験者を適切に選択する、(ii)有効性の評価項目を足の大切断又は死亡という重大イベントの発生から重症虚血肢の主要な臨床状況である潰瘍と痛みの改善に変更する、(iii)有効性の評価を投与開始から短期間に行う、(iv)臨床試験の実施対象地域を重症虚血肢の治療実績が豊富な米国内の施設に限定する、などの項目を中心に新たな臨床試験の詳細を設計中です。旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を開始した当時においては、有効性の評価項目につき、足の大切断又は死亡という重大イベントの設定を米国の規制当局である FDA（※4）から求められました。しかしながら、重症虚血肢を対象とした医薬品が依然として存在しない状況下で、近時、有効性の評価項目の設定においてより柔軟な考え方を受容する方向に FDA の見解は変化してきていると考えられます。実際、類似の疾患を対象とした他社の事例として、FDA が、足の大切断又は死亡というイベントではなく、潰瘍の治癒を有効性の評価項目として認めた例が存在しております。一方、開発戦略の変更により対象患者数が増加する可能性がある一方で、薬価（※5）がこれまでの想定よりも下がる可能性もあるため、結果として売上や収益が影響を受ける可能性はあります。当社は、平成 28 年 12 月 9 日付「米スタンフォード大学と協業の覚書締結 HGF 遺伝子治療や DNA ワクチンで幅広く協力」と題するプレスリリースに記載いたしましたとおり、米国スタンフォード大学医学部の組織である Stanford Laboratory for Drug, Device Development & Regulatory Science（以下「SLDDDRS」といいます。）と締結した協業の覚書に基づき、SLDDDRS の協力を得て、新たな臨床試験の具体的な計画を策定中です。今後、かかる臨床試験の詳細が固まり次第、FDA と協議を開始する予定です。FDA の承認が得られ次第、米国において新たな臨床試験を開始する予定です。

- ※3 第Ⅲ相臨床試験：同意を得た多数の被験者に対して被験薬を投与し、被験薬の適応症に対する有効性の証明と確認、安全性の確立、承認取得のための十分な根拠付け、用量反応関係の確立等を行うための試験をいいます。
- ※4 FDA：食品医薬品局（Food and Drug Administration）をいいます。
- ※5 米国での薬価は、治療薬の臨床試験を完了し、その結果に基づき当該治療薬について FDA の承認を得て上市可能となった後に、製薬会社と保険会社や健康保険事業体等との交渉で決定されます。

### ③DNA ワクチン事業の推進

次に、DNA ワクチン（※6）は次世代の治療ワクチン技術として注目され世界的に研究及び臨床開発が進んでおり、事業分野として成長が期待される有望な領域です。また、DNA ワクチンの開発には、当社が蓄積してきた遺伝子医薬に関する科学、開発（非臨床及び臨床）、製造及び薬事上の知識・ノウハウを利用することができると考えられます。そのため、当社は、平成 28 年 7 月に、DNA ワクチン事業の分野を事業の第 3 の柱に据え本格的に進出することとしました。当社は既に、その布石として、高血圧等を対象とした DNA ワクチンに関して大阪大学と共同研究を実施してきました。そして、当社は、平成 28 年 8

この文書は、当社の第 29 回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

月に、当社と従前より提携関係にあり DNA ワクチン技術の開発を手がける米国バイオ企業 Vical Incorporated（以下「Vical 社」といいます。）との間で DNA ワクチン分野での提携関係を深めるために、追加出資を行い、取締役会にオブザーバーを派遣しております（なお、一定期間後に正式メンバーに変更の予定です）。加えて、平成 28 年 12 月 8 日付「DNA ワクチンで Vical 社と戦略的事業提携契約を締結事業の第 3 の柱である DNA ワクチン事業の基盤を強化」と題するプレスリリースに記載いたしましたとおり、平成 28 年 12 月 8 日、当社は Vical 社との間で DNA ワクチン分野を対象とした戦略的事業提携契約（以下「戦略的事業提携契約」といいます。）を締結いたしました。戦略的事業提携契約は、DNA ワクチンにおける研究開発（臨床及び非臨床を含む）、製造、薬事（規制当局との対応）など、医薬品の開発・実用化に必要な一連の機能を対象に幅広く当社と Vical 社との間で事業協力を進めることを目的とした包括契約であり、Vical 社と共同で研究開発プロジェクトを実施する可能性も含まれます。DNA ワクチン事業の分野への進出は新たな成長ドライバーとして当社の事業基盤の拡大に資するものであり当社の更なる成長に繋がるものと考えております。

こうした背景の下、当社は、今後、以下 3 つの具体的手段により DNA ワクチン事業を推進し拡大していくことを考えております。第 1 は自社開発の推進です。当社は、大阪大学との共同研究から生まれた成果として高血圧を対象とした DNA ワクチンの開発を進めており、平成 28 年 7 月に発表したとおり、平成 29 年にオーストラリアで臨床試験を開始する予定です。高血圧の分野では、既に多くの経口医薬品が販売されていますが、これらの薬は毎日忘れずに服用する必要があり、服薬アドヒアランス（※7）は必ずしも高くありません。注射剤である DNA ワクチンは、一度投与すれば服用なしで長期間に渡って高い効果が持続することが期待され、特に服用の難しい高齢者を中心に患者の利便性は大幅に向上する可能性があります。当社は高い事業性の期待される高血圧の分野で、DNA ワクチンの臨床開発を進めていくつもりです。さらに、自社開発品の次の候補として、当社は、自己免疫疾患やがんを対象とした DNA ワクチンの研究開発を進めたいと考えております。自己免疫疾患やがんの中にはアンメット・ニーズ（※8）が数多く存在し、これらのアンメット・ニーズを対象に今後、自己免疫疾患やがんを対象とした DNA ワクチンの非臨床試験及び臨床試験を積極的に実施していくことを考えております。

第 2 は他社からのライセンス導入及び共同開発です。アンメット・ニーズの疾患を中心に、世界では DNA ワクチンの研究開発が活発に行われており、既に臨床試験の段階に入っている製品候補が多数存在します。開発後期の段階にある候補品の開発・販売権をライセンス導入することにより、自社開発よりも短期間で、かつより高い確率で事業化に結びつけられるメリットがあります。また、他社との共同開発では、資金、人材又は技術を持ち寄ることで開発に関するリスクを低減することができます。なお、上記のとおり、戦略的事業提携契約は Vical 社との共同開発の可能性を含んでいます。現時点においては、ライセンス導入・共同開発として具体化しているものはないものの、当社は、当社の戦略に合致した候補品を対象にライセンス導入や共同開発を実施すべく、対象となりうる案件が現れた場合には、その検討及び評価を積極的に行っていきたいと考えております。

第 3 として他社や資産の買収（M&A 取引）の可能性があります。M&A 取引という手段によると、自社開発と比較し、短期間で当社が必要とする製品や事業を取得でき、また、ライセンス導入や共同開発に比較し、当社が必要とする製品や事業を直接に獲得することが可能です。反面、M&A 取引は、上記 2 つの手段に比べ一般的にはより多額の資金が必要となります。当社は、DNA ワクチン事業の推進、ひいては当社の今後の成長を達成する上で M&A は有効な手段の一つと考えております。現時点においては、M&A 取引として具体化しているものはないものの、当社は、対象となりうる案件が現れた場合には、その検討及び評価を積極的に行っていきたいと考えております。

※6 DNA ワクチン：遺伝子の本体である DNA をワクチンとして利用した医薬品をいいます。

※7 服薬アドヒアランス：決められたとおりに医薬品を服用することをいいます。

※8 アンメット・ニーズ：有効な医薬品のない分野をいいます。

この文書は、当社の第 29 回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

#### ④本第三者割当による資金調達目的

上記の経緯及び現状のもと、本第三者割当による資金調達の目的は、当社の主要な開発パイプラインの一つである HGF 遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる資金及び当社が近時本格的に進出した DNA ワクチン事業の推進のための資金を調達することを主たる目的とします。また、当社は、上記のとおり、主力開発品が上市に至っておらず、開発への先行投資の段階にあるため赤字の計上が継続している状況にあるため、当社の当面の運転資金（人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃等）の一部を調達することも本第三者割当による資金調達の目的としています。

なお、当社が近年に行ったエクイティ・ファイナンスによる資金調達のうち、本第三者割当と資金調達の目的を共通にするものは以下のとおりです。当社は、HGF 遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる資金及び運転資金を調達するために、平成 28 年 8 月に行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当（以下「平成 28 年 8 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当」といいます。）を行っております。平成 28 年 8 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権は、平成 28 年 10 月 3 日までにそのすべての行使が行われ、これにより、当社は差引手取金額約 1,767 百万円の資金調達を行いました。かかる資金調達により調達した資金については、うち 820 百万円については、米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用と当社の運営費用に充当しており、約 947 百万円の残額があります。

また、当社が平成 28 年 3 月に行った行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当は、当初は、NF- $\kappa$ B デコイオリゴ核酸の開発に係る費用を調達することを目的とした、差引手取金額約 3,029 百万円の資金調達でした。しかし、これにより調達した資金の一部については資金の用途を変更の上、DNA ワクチン事業への本格的な進出のために、上記「③ DNA ワクチン事業の推進」で記載される Vical 社への出資等に充当しております。さらに、平成 28 年 12 月 19 日付「新株予約権発行に係る資金使途の一部変更に関するお知らせ」と題するプレスリリースに記載いたしましたとおり、NF- $\kappa$ B デコイオリゴアトピー性皮膚炎治療薬にかかる費用の見直し、及び NF- $\kappa$ B デコイオリゴの椎間板性腰痛症の開発戦略の変更（臨床試験規模の縮小）により削減可能となった資金約 825 百万円について、(x) 上記「③ DNA ワクチン事業の推進」で記載される DNA ワクチン事業分野への進出に係る費用（約 368 百万円）及び (y) 国内における HGF 遺伝子治療薬の期限付き・条件付き承認取得後の販売用の製剤の製造費用（約 457 百万円）へ資金の用途を変更することとしました。かかる資金使途の変更の直前においては、未充当の残額が約 1,554 百万円存在していましたが、当該変更により、上記 (x) 及び (y) に充当されることになるため、未充当の残額が約 854 百万円となりました。

さらに、当社は、平成 25 年 5 月に行使価額修正条項付新株予約権の第三者割当及び平成 26 年 7 月にライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）（以下「平成 26 年 7 月新株予約権無償割当」といいます。）を行い、差引手取金額約 1,989 百万円及び約 5,945 百万円の資金調達をそれぞれ行っておりますが、これらは上記の旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するために必要と見込まれる費用及び旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部（研究開発関連費用及び本社機能運営費用等）を調達することを目的とするものであります。これらの資金調達により調達した資金については、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の費用と当社の運営費用にその全額を充当しており、残額はありません。

#### ⑤その他の事業の現状について

なお、上記で記載しましたとおり、当社は、HGF 遺伝子治療薬の開発及び DNA ワクチン事業の分野への本格的な進出以外に、NF- $\kappa$ B デコイオリゴ核酸の開発を一つの柱として事業展開をしております。かかる事業の現状は以下のとおりとなっております。

NF- $\kappa$ B デコイオリゴ核酸の開発については、アトピー性皮膚炎を対象疾患とする治療薬の開発、椎間板性腰痛症を対象疾患とする治療薬の開発、及び血管再狭窄予防を対象疾患とする医療機器の開発を中心に注力してまいりました。それぞれの状況は以下のとおりとなっております。

この文書は、当社の第 29 回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(i) アトピー性皮膚炎を対象疾患とする治療薬の開発

当社が開発を進めてきた NF- $\kappa$ B デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした治療薬の国内第Ⅲ相臨床試験については、平成 27 年 7 月に解析速報（※9）が開示され、当社は、現在当該臨床試験の結果の詳細な解析を進めておりますものの、解析速報を踏まえると、本試験の結果データに基づいて NF- $\kappa$ B デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とする治療薬を医薬品として承認申請を行うことはきわめて困難である状況です。

(ii) 椎間板性腰痛症を対象疾患とする治療薬の開発

椎間板性腰痛症を対象疾患とする治療薬については、米国において第 I / II 相臨床試験の準備を行っております。

(iii) 血管再狭窄予防を対象疾患とする医療機器の開発

平成 28 年 12 月 6 日付「透析シャント用 NF- $\kappa$ B デコイオリゴ塗布型 PTA バルーンカテーテルの共同開発契約終了について」と題するプレスリリースに記載いたしましたとおり、開発を進めてきた NF- $\kappa$ B デコイオリゴ塗布型 PTA バルーンカテーテル（※10）については、臨床試験の結果を解析したところ、主要評価項目である静脈狭窄治療部位の一次開存持続時間（処置後に再度治療が必要となるまでの期間）において、持続時間の延長が認められるものの統計的有意差は得られませんでした。かかる解析結果を踏まえて、当社は、共同開発を行っているメディキット株式会社と今後の進め方について総合的に検討した結果、承認申請が可能なデータは取得できたものの事業上の優位性が得られにくいことなどから、当社は、平成 28 年 12 月 6 日に、製造販売承認の申請を断念し同社との共同開発及び製造販売契約を終了することで合意しました。これに伴い、当社は、同日、NF- $\kappa$ B デコイオリゴ塗布型 PTA バルーンカテーテルを対象とした NF- $\kappa$ B デコイオリゴの微粒子化の目的で当社がホソカワミクロン株式会社と締結していたライセンス及び技術契約も終了することを同社と合意しました。これらの契約終了により、NF- $\kappa$ B デコイオリゴを使った PTA バルーンカテーテルの開発を終了いたしました。

上記(ii)の椎間板性腰痛症を対象疾患とする治療薬としての NF- $\kappa$ B デコイオリゴ核酸の開発は、依然として、当社にとって一つの柱となる重要な事業領域であり、今後も開発を進めてまいります。また、当社は、NF- $\kappa$ B デコイオリゴに加えて、STAT6 と呼ばれる炎症関連因子も抑制する次世代型の核酸医薬として「キメラデコイ」（※11）の開発にも乗り出しています。

※9 解析速報：主要評価項目である投与開始から 4 週間（28 日間）後における主有効性評価部位の「皮膚症状スコア」の変化について、NF- $\kappa$ B デコイオリゴ核酸投与群とプラセボ投与群との間で統計学的な有意差は示されませんでした。

※10 NF- $\kappa$ B デコイオリゴ塗布型 PTA バルーンカテーテル：PTA バルーンカテーテルは、血管の狭窄部位にバルーンを挿入して血管を拡張することで血流を回復させる医療機器であり、このバルーンの外表面に微粒子化させた NF- $\kappa$ B デコイオリゴを塗布し、血管が再狭窄するまでの期間延長を狙ったものです。

※11 キメラデコイ（NF- $\kappa$ B・STAT6 キメラデコイオリゴ核酸）：STAT6 と NF- $\kappa$ B という炎症に関わる 2 つの重要な因子を同時に抑制する働きを持った核酸医薬であり、NF- $\kappa$ B 単独のデコイよりも高い効果を持つことが期待されます。STAT6 と NF- $\kappa$ B は、いずれも必要なときに必要な遺伝子が発現できるように発現の制御をつかさどっている蛋白質たる転写因子です。

(2) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わって

この文書は、当社の第 29 回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

いるかどうかを最も重視いたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、以下に述べる検討の経緯を勘案すると、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

#### (本新株予約権の主な特徴)

##### <当社のニーズに応じた特徴>

#### ① 過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権については、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、そのため、本新株予約権に係る潜在株式の総数が8,000,000株(平成28年6月30日現在の発行済株式総数62,981,061株の12.70%)と一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。
- ・ 本新株予約権の行使は、当社の許可に基づいて行われるため、株価が下限行使価額を上回る水準では、当社が行使を許可する限り行使が進むことが期待される一方、当社株価動向等を勘案して許可を行わないことによって、希薄化の進展を抑制することが可能となっております。

#### ② 株価への影響の軽減が可能なこと

下記の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初253円(発行決議日の前取引日の東証における終値の100%の水準)であり、本新株予約権が行使される都度、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の92%に相当する価額に修正されるものの、下限行使価額が127円(発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準)(但し、調整されることがあります。)に設定されており、本新株予約権の行使により交付される株式が上記水準を下回る価格で売却される蓋然性が小さいこと
- ・ 下記「6. 割当予定先の選定理由等 (6) その他」に記載のとおり、一度に行使を許可することができる本新株予約権の個数の上限が定められており、当社の裁量により、割当予定先が行使することができる本新株予約権の数量を一定数の範囲内にコントロールすることが可能となり、又は全く行使を行わせないことが可能となることから、株式発行による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること

#### ③ 相対的に有利な株価水準における資金調達を図れること

本新株予約権の行使については、割当予定先からの行使の申請を受けて、当社が行使の許可・不許可を決定する仕組みであるため、株価水準が思わしくないと考える場合には行使不許可とする一方、株価水準が高いと考えられる場合に行使許可とすることで、相対的に有利な株価水準における資金調達を図ることができます。

#### ④ 資本政策の柔軟性が確保されていること

本新株予約権の行使可能期間は割当日の翌日以降1年間であるところ、より有利な条件での新たな資金調達方法が見つかった場合等に資本政策を変更することを当社が希望する場合、平成29年7月4日以前は当社と割当予定先との合意に基づき、平成29年7月5日以降においては当社の判断により、残存する本新株予約権の全部を取得することができ、また、取得に関する通知がなされた日の翌日以降、割当予定先は本新株予約権の行使を行わない旨を合意する予定であるため、資本政策の柔軟性を確保できます。

##### <本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑧に記載された留意事項がございますが、当社といたしましては、以下に述べる検討の経緯を勘案すると、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大

この文書は、当社の第29回新株予約権発行(第三者割当)(行使価額修正条項付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

きいと考えております。

- ⑤ 本新株予約権の下限行使価額は、上記②に記載のとおり、127円（発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準）（但し、調整されることがあります。）に設定されているため、株価水準によっては早期に資金調達できず、場合によっては本新株予約権の行使期間内に行使が行われず期待していた金額より資金調達額が減少する、又は期待していた金額の資金調達が実現できない可能性があります。
- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。ただし、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 割当予定先に対して本新株予約権の行使を義務付けるものではないため、調達完了までに時間がかかる可能性があり、さらに、場合によっては本新株予約権の行使期間内に行使が行われず期待していた金額より資金調達額が減少する、又は期待していた金額の資金調達が実現できない可能性があります。
- ⑧ 平成29年12月18日以降同年12月29日までの間に割当予定先が当社に対して本新株予約権の買取の請求を行う場合があります。ただし、買取価額は発行価額と同額となります。

#### （検討の経緯）

以上を踏まえ、当社が、本第三者割当による資金調達方法を選択した理由は、以下のとおりです。

今回の資金調達は、上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的④本第三者割当による資金調達の目的」記載のとおり、当社の主要な開発パイプラインの一つであるHGF遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる資金及び当社が近時本格的に進出したDNAワクチン事業の推進のための資金を調達すること、並びに当社の当面の運転資金（人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃、事業税等）の一部を調達することを目的とするものです。

これらの資金の資金調達方法の選択肢としては、まず、金融機関からの借入れが考えうところですが、しかしながら、当社の現在の財務状況等では、これらの資金の融資を引き受けてもらえる金融機関を見つけることは困難です。そのため、当社は、金融機関からの借入を資金調達の選択肢とすることはできません。

そこで、財務の健全性を維持しながら、これらの資金の調達を実現するためには、当社としては、資本金市場からの資金調達、つまり、エクイティ・ファイナンスによる資金調達を考えざるを得ませんでした。

エクイティ・ファイナンスによる資金調達としては、新株予約権の第三者割当以外にも、当社普通株式の第三者割当、当社普通株式の公募増資、転換社債型新株予約権付社債及び株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債（いわゆる「MSCB」）の発行が選択肢としてはあり得るところです。

しかしながら、まず、当社普通株式の公募増資については、今回の資金調達の検討の中で具体的な提案を証券会社から受けることはなく、資金調達の選択肢とはなり得ませんでした。

転換社債型新株予約権付社債については、株価の下落時には社債に付された新株予約権の行使による社債の株式への転換が進まず、株式への転換が進まなければ、金利の定期的な支払いが必要となる負債のままであるため、当社としては、かかる金利の支払いが必要となり、満期までの当社の財務状態への影響は否定できず、また、最終的には元本の弁済が必要となります。そのため、当社としては、転換社債型新株予約権付社債の発行を資金調達の選択肢から外しました。

次に、MSCBは、それに付された新株予約権の行使により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという性質を有しているため、新株予約権の行使が実際に行われるまで交付される株式総数が確定しないため、希薄化の割合が大きく変化し、株価に対する直接的な影響が大きいという、既存株主に大きな影響を与えるというデメリットがあります。このようなデメリットがあるため、当社としては、MSCBの発行は資金調達の選択肢から外しました。

この文書は、当社の第29回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

今回の資金調達的主要な目的である HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施は、当社の設立以来の主要な開発パイプラインの一つである HGF 遺伝子治療薬の開発を継続し推進することにより当社の事業基盤を強化するものであり、また、DNA ワクチン事業は当社の新たな事業の柱として期待でき、その推進は当社の事業基盤の拡大に資するものであり、両プロジェクトとも当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がる事業戦略上重要なプロジェクトであると当社は考えております。かかるプロジェクトを的確に推進する観点からは、短期間で確実にかかるプロジェクトに必要な資金を調達することが当社にとって最善の方法であるといえます。

この点、新株予約権による資金調達は、上記（本新株予約権の主な特徴）⑦のとおり、発行者サイドで投資家による行使を強制することはできず、また、上記（本新株予約権の主な特徴）⑦のとおり、資金調達の完了までにある程度の期間を要し、さらに、上記（本新株予約権の主な特徴）⑤のとおり、株価の下落時にはその行使が進まず、期待していた資金調達が実現できないというデメリットがあります。このような新株予約権による資金調達のデメリットに鑑みると、新株予約権による資金調達は、最善の方法とはいえません。むしろ、短期間で確実に資金を調達することができる当社普通株式の第三者割当による資金調達がより好ましい手段といえます。しかしながら、現時点では、第三者割当による当社普通株式の発行による方法では、この度の資金調達額を調達することを可能とする投資家を見つけることはできませんでした。

そこで、当社は、次善の策として、行使価額修正条項付の新株予約権の発行による資金調達方法を選択することとしました。まず、当社普通株式を引き受ける投資家を見つけることができなかつた以上、資金調達方法につき投資家にとっての受入可能性を勘案せざるを得ないところ、新株予約権は、当社普通株式に投資する場合と比較すると投資家が一時期に投資に必要となる資金を限定することができます。また、新株予約権の行使価額の修正により、株価下落の局面においても、一定の範囲においては新株予約権の行使が可能となり、資金調達に応じる投資家にとっての受入可能性を高めることができます。他方、投資家にとっての受入可能性のみならず、当社にとっても、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、次のようなメリットがあると考えております。すなわち、単なる新株予約権による資金調達と比較すると、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、株価下落の局面であっても、設定された行使価額の下限を株価が上回っている場合には、行使価額の修正により、資金調達額は想定された額よりも減少するものの一定の資金調達を実現できる可能性があります。また、株価上昇の局面では、行使価額の修正により資金調達額が増加するというメリットを享受することができます。そして、上記（本新株予約権の主な特徴）③のとおり、本新株予約権の行使については、割当予定先からの行使の申請を受けて、当社が行使の許可・不許可を決定する仕組みであるため、株価水準が思わしくないと考えられる場合には行使不許可とする一方、株価水準が高いと考えられる場合に行使許可とすることで、相対的に有利な株価水準における資金調達を期待する余地もあります。他方、上記（本新株予約権の主な特徴）①及び②のとおり、既存株主にとっても、当社普通株式を発行する場合と異なり、希薄化の進展が複数回に分れた段階的なものとなり、市場への影響も漸次的にすることができると当社は考えております。なお、上記（本新株予約権の主な特徴）①のとおり、本新株予約権の行使による交付株式数は一定であり、MSCB と異なり、株価の下落局面において当初の想定より交付株式数が増加し更なる希薄化が生じる可能性はありません。但し、上記のとおり、新株予約権による資金調達においては、発行会社は投資家による行使を強制することはできず、また、投資家による新株予約権の行使による払込みにより初めて資金調達が実現されるため、資金調達の完了までにある程度の期間を要し、さらに、株価の下落時には、期待していた金額より資金調達額が減少する、又は期待していた金額の資金調達が実現できないというデメリットは否定できません。しかしながら、HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施及び DNA ワクチン事業の推進は、当社の事業基盤の強化又は拡大に資する当社にとって事業戦略上重要なプロジェクトであり、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものがあります。当社普通株式の第三者割当による資金調達に応じる投資家を見つけることができなかつ

この文書は、当社の第 29 回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

た現状を前提とすると、かかるプロジェクトの進展を可能とするための資金需要を満たすためには、資金調達完了までの期間の長期性及び実際の資金調達額が想定よりも減少する可能性があるという不確実性を伴う手段とはいえ、かかる資金調達的手段として、行使価額修正条項付の新株予約権の発行を選択することはやむを得ないと当社は判断しました。また、上記（本新株予約権の主な特徴）④にも記載しておりますが、下記「6. 割当予定先の選定理由等（6）その他③当社による本新株予約権の取得」記載のとおり、当社は、本新株予約権につき、平成29年7月5日以降は、その裁量で、本新株予約権の払込金額と同額でその全部又は一部を取得できます。そのため、より有利な条件での新たな資金調達方法が見つかった場合には、本新株予約権を取得し、当該新たな資金調達方法を機動的にとることが可能となっております。他方、下記「6. 割当予定先の選定理由等（6）その他④割当予定先による本新株予約権の買取りの請求」記載のとおり、当社は、割当予定先より、平成29年12月13日以降同年12月26日までの間に、同年12月18日以降同年12月28日までの期間内の日を買取日として記載した書面により当社に対して通知することにより（但し、買取日は通知日の2営業日後の日（同日を含む。）以降の営業日とする。）、本新株予約権の買取りの請求がなされた場合、当社は、当該通知記載の買取日において、当該請求の対象たる本新株予約権を行使価額と同額で買い取る義務を負い、かかる買取りによる当社の財務状況への悪影響が生じます。しかし、本新株予約権の発行に係るその他の各メリットを勘案すれば、かかる負担はやむを得ないものと判断しております。これらの点を考慮して、当社は第三者割当による行使価額修正条項付の本新株予約権の発行による資金調達を行うこととしました。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,046,400,000	23,822,000	2,022,578,000

- (注) 1 払込金額の総額は、発行価額の総額(22,400,000円)に新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額(2,024,000,000円)を合算した金額です。
- 2 本新株予約権の行使に際して払い込むべき額による調達額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定しての金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び差引手取概算額は減少します。
- 3 発行諸費用の概算額は、弁護士・新株予約権評価費用及びその他事務費用(株主名簿管理人費用、印刷会社費用、新株式上場料及び変更登記費用等)の合計です。
- 4 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

上記「(1) 調達する資金の額」記載のとおり、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を含めた差引手取概算額は2,022,578,000円です。かかる差引手取概算額については、下記のとおり、①HGF 遺伝子治療薬の開発のための米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用(CRO(※12)による旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の中止のための施設の閉鎖費用、原薬製造費用、新たな臨床試験の実施に関するコンサルタント等への業務委託費用、治験依頼者である当社の子会社アンジェスインクの運営費用)、②DNA ワクチン事業の推進に関連して必要となる費用(原薬製造費用、原薬の安定性試験(※13)、薬効薬理試験(※14)、薬物動態試験(※15)、毒性試験(※16)等の非臨床試験費用、臨床試験準備費用、ライセンス導入に係るアップフロントのライセンス・フィー等の初期費

この文書は、当社の第29回新株予約権発行(第三者割当)(行使価額修正条項付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

用並びにフィナンシャルアドバイザー及び弁護士等の専門家に支払う報酬を中心とした M&A 取引の検討のための費用)、及び③運転資金(人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃、事業税等)の一部に充当する予定であり、下記に記載された資金使途に従って、支弁時期の早いものから充当していく予定です。上記①については、平成 28 年 8 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当による資金の調達後、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的 ② HGF 遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施」に記載のとおり、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験に代わる新たな臨床試験につき、SLDDRS の協力を得て、その具体的な計画の策定を進めるとともに、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の中止による CRO による施設の閉鎖及び当該中止がなされるまでに実施された臨床試験に係るデータ確定作業を行ってきましたが、CRO による施設の閉鎖及びデータ確定作業については、CRO の作業遅延により計画通りに進捗しておりません。その間に主に CRO による施設の閉鎖及びデータ確定作業に係る費用並びに当社子会社運営費用に 294 百万円、また、運転資金には 526 百万円を充当しております。なお、調達された資金を具体的な使途に充当するまでの間は、銀行預金、短期有価証券(元本割れのリスク、信用リスク及び流動性リスクを出来る限り回避する観点から、コマーシャル・ペーパーを想定しております。)等にて管理することといたします。

手取金の使途	想定金額(百万円)	支出予定時期
①HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用 (注) 1、3、5	621	平成 29 年 2 月～平成 29 年 10 月
②DNA ワクチン事業の推進に関連して必要となる費用 (注) 2、3	289	平成 29 年 1 月～平成 29 年 10 月
③運転資金 (注) 4、5	1,113	平成 29 年 2 月～平成 29 年 10 月

(注) 1 上記表中の HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用には、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の撤退費用及び新たな臨床試験の初期検討費用が含まれ、主に以下の内容を見込んでおります。

- ・ CRO による旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の中止による施設の閉鎖費用
  - ・ 原薬製造費用
  - ・ 新たな臨床試験の実施に関するコンサルタントや外部専門家への業務委託費用
  - ・ 治験依頼者である当社の子会社アンジェスインクの運営費用
- 2 上記表中の DNA ワクチン事業の推進に関連して必要となる費用には、高血圧を対象とした DNA ワクチンの自社開発費用(139 百万円)、ライセンス導入に係るアップフロントのライセンス・フィー等の初期費用(100 百万円)並びにフィナンシャルアドバイザー及び弁護士等の専門家に支払う報酬(50 百万円)を中心とした M&A 取引の検討費用が含まれ、主に以下の内容を見込んでおります。なお、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的 ③ DNA ワクチン事業の推進」に記載のとおり、ライセンス導入及び M&A 取引については現時点においては具体化しているものではありません。そのため、当社の今までの経験をもとにこれらに要する費用の額を見積もっておりますが、検討の結果、具体的な検討対象となりうる案件が現れず、調達資金のうちかかる検討費用として充当しきれないものが生じた場合は、DNA ワクチンの自社開発費用に充当いたします。
- ・ 原薬製造費用
  - ・ 原薬の安定性試験、薬効薬理試験、薬物動態試験、毒性試験等の非臨床試験費用
  - ・ 臨床試験準備費用
  - ・ ライセンス導入に係るアップフロントのライセンス・フィー等の初期費用並びにフィナンシ

この文書は、当社の第 29 回新株予約権発行(第三者割当)(行使価額修正条項付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

ルアドバイザー及び弁護士等の専門家に支払う報酬を中心とした M&A 取引の検討のための費用

- 3 上記表中の①HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用の金額及び②DNA ワクチン事業の推進に関連して必要となる費用は、上記表中の支出予定時期において支弁が見込まれる費用であり、両プロジェクトの実施のための費用の見込み総額ではありません。なお、当社は、HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施に関しては、現時点では、かかる臨床試験に必要なと考えられる試験期間及びその費用については、3 年程度で約 40 億円程度であると見込んではおりますが、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的 ② HGF 遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施」に記載しているとおり、当社は米国における新たな臨床試験の詳細については現在計画中であるため、かかる試験の完了までに必要とされる期間は確定しておらず、また、かかる試験に要する費用の総額についての詳細な見積もりは算定できておりません（したがって、また、上記の見込みの試験期間及び費用の金額については、米国における新たな臨床試験が将来的に確実にこれらの金額及び期間に収まる臨床試験となることを意味するものではありません。）。
- 4 上記表中の③運転資金は、研究開発費（各プロジェクトに直接かかる原材料費及び外注費を除きます。）及び一般管理費であり、主に人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃、事業税等からなります。上記表中の金額は、当社の平成 29 年予算案をベースに支出予定期間分を算定したものです。
- 5 上記表中の①HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用及び③運転資金については、平成 28 年 8 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当の資金使途と同じですが、支出予定時期について一部重複があります。かかる重複があるのは、平成 28 年 8 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当において当初予定していた金額を調達することができなかったため、重複ある支出予定時期についての同一の資金使途につき本第三者割当にて再度の資金調達を行うこととしたことによるものです。

当社株価の下落等により、本新株予約権の行使が進まず、資金調達が支出予定時期に間に合わなかった場合には、上記表中の各資金の使途につき、一時的に当社の手持ち資金を充当することもあります。さらに、想定していた額の資金の調達が困難となる場合には、自社製品における新規提携先確保による契約一時金の調達、既存提携先との契約内容見直しによる中間金（マイルストーン）の前倒しでの確保、既存プロジェクトの見直し、既存プロジェクトの選択と集中及び株式市場やマーケット状況を勘案しエクイティ・ファイナンスによる資金調達等の施策を講ずることにより、その資金の調達又は確保を検討してまいります。

※12 CRO：Contract Research Organization/医薬品開発受託機関をいいます。

※13 安定性試験：温度、湿度、光等の様々な環境下で医薬品品質の経時的変化を明らかにし、その結果に基づいて貯蔵条件や有効期間を設定するために実施する保存試験をいいます。

※14 薬効薬理試験：医薬品としての効果を確かめる試験をいいます。

※15 薬効動態試験：医薬品がどのように生体内で処理されるのかを明らかにする試験をいいます。

※16 毒性試験：医薬品の安全性を評価する試験をいいます。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金は、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当するものです。当社は、HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施は、当社の設立以来の主要な開発パイプラインの一つである HGF 遺伝子治療薬の開発を継続し推進するためのものであり、当社の事業基盤の強化に資する事業戦略上重要なプロジェクトであると考えております。また、DNA ワクチン事業は、当社の事業の新たな柱として期待でき

この文書は、当社の第 29 回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

るものであり、これを推進することは当社の事業基盤の拡大に資する事業戦略上重要なプロジェクトであると考えております。かかる資金使途により、一層の事業拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

## 5. 発行条件等の合理性

### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生をもって締結予定の本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役社長 野口真人）（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に依頼しました。プルータス・コンサルティングは、当社株式の権利行使価格、権利行使期間、当社株式の株価（253 円）、株価変動率（105.89%）、配当利回り（0 円）及び無リスク利率（ $\Delta 0.309\%$ ）を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、当社の行動としては、割当予定先による本新株予約権の行使の申請に対して行使許可は常に行うこと、及び本新株予約権の取得条項は発動しないこと、また、割当予定先の行動としては、権利行使期間中、一様に分散的な権利行使請求がなされること、及び株価が下限行使価格を下回り本新株予約権の買取り請求ができる条件が整った場合には当社に請求の通知を行うことを想定しております。当該評価で示された本新株予約権の価格の評価結果は280 円でした。当社は、プルータス・コンサルティングは、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件及び仮定、適用されたパラメータについて、プルータス・コンサルティングからの説明、提出を受けた又は当社にて準備したデータ・資料に基づく確認により、かかる評価は合理的なものであると判断しました。また、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権を選択した理由」及び下記「6. 割当予定先の選定理由等（6）その他」に記載した本新株予約権及び本第三者割当契約の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価格が合理的であると判断しました。

また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る決議日の前取引日（平成28年12月16日）の東証における当社普通株式の終値（253 円）とし、その後の行使価額も、割当日の翌取引日以降、修正日の直前取引日の東証における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1 円未満の端数を切り上げた金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額である127 円（本新株予約権の発行に係る決議日前取引日終値の50%）を下回ることはありません。この当初行使価額は、決議日の直前営業日までの直近1 ヶ月間の平均値終値1 株249.3 円に対して1.49%のプレミアム、決議日の直前営業日までの直近3 ヶ月間の平均値終値1 株253.2 円に対して0.09%のディスカウント、決議日の直前営業日までの直近6 ヶ月間の平均値終値1 株289.3 円に対して12.54%のディスカウントとなります。しかしながら、当初行使価額につきましては、当社としては、以下の理由から、合理的と考えております。すなわち、HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施は、当社の設立以来の主要な開発パイプラインの一つであるHGF 遺伝子治療薬の開発を継続し推進するためのものであり、また、DNA ワクチン事業は当社の新たな事業の柱として期待できるものであり、両プロジェクトとも当社の事業戦略上重要なプロジェクトであると考えておりますが、当社の現状では必要となる資金は、外部から調達に依拠せざるを得ない状況にあります。また、当社の株価は、非常にボラティリティが高い状況にあります。このような中で、上記両プロジェクトの実施及び推進を目的とする資金調達のために、本新株予約権の発行を行い、かつ、資金調達の確実性を高めるため（本新株予約権が行使されないことにより資金調達が実現できないリスクを回避するため）には、当社は、上記の近時の株価水準に照らして、当初行使価額として上記の水準を設定することが合理的であると判断いたしました。下限行使価額につきましても、同様の理由から、割当予定先との協議交渉の中で示された割当予定先からの下限行使価格についての要望を一定程度受け入れざるを得ないとともに、上記の近時の株価水準に照

この文書は、当社の第29回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

らして、下限行使価額として上記の水準を設定することが合理的であると判断いたしました。なお、修正日における修正後の行使価額が、当該時点の東証における当社普通株式の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）につき、その 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額となる点については、上記同様、両プロジェクトの実施及び推進のための資金を外部から調達しなければならないという当社の置かれた状況及び当社の株価のボラティリティの高さの中で、これらの資金調達のために、本新株予約権の発行を行い、かつ、資金調達の確実性を高めるため（本新株予約権が行使されないことにより資金調達が実現できないリスクを回避するため）には、割当予定先との協議交渉の中で示された割当予定先からの行使価額の修正についての要望を一定程度受け入れざるを得ないとともに、当社は、上記の近時の株価水準に照らして、修正日における修正後の行使価額につき上記の内容とすることが合理的であると判断いたしました。

当社監査役全員（うち社外監査役計 3 名）も、プルータス・コンサルティングは当社と顧問契約を締結している等の関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、プルータス・コンサルティングは、割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、プルータス・コンサルティングによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件及び仮定、適用されたパラメータについて、プルータス・コンサルティングからの説明、提出を受けた又は当社にて準備したデータ・資料に基づく確認により、かかる評価は合理的なものであると判断できることから、当該算定機関の評価を参考にしつつ、本新株予約権及び本第三者割当契約の内容や特徴を勘案の上、本新株予約権の発行価格は、割当予定先に特に有利でないとの意見を得ております。

## （２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大 8,000,000 株（議決権数 80,000 個）であり、平成 28 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数（62,981,061 株）及び当社議決権総数（629,748 個）に対する比率はそれぞれ、12.70%、12.70%となります。なお、平成 28 年 6 月 30 日の後、平成 28 年 8 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当により発行された新株予約権につき平成 28 年 10 月 3 日にすべての行使が完了していることから、かかる行使による発行株式数 7,650,000 株及び議決権数 76,500 個を平成 28 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式総数及び当社議決権総数に加算して算出した株式数（70,631,061 株）及び議決権数（706,248 個）に対する上記の比率はそれぞれ、11.33%、11.33%です。他方、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数及び議決権数に平成 28 年 8 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当により発行された新株予約権がすべて行使されたことにより発行された当社普通株式に係る発行株式数 7,650,000 株及び議決権数 76,500 個をそれぞれ合算した株式数（15,650,000 株）、議決権数（156,500 個）により算出する場合、平成 28 年 6 月 30 日現在の発行済株式（62,981,061 株）及び議決権数（629,748 個）に対しては、株式数ベースで 24.85%、議決権ベースで 24.85%の希薄化が生じます。

決議日の直前営業日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の当社普通株式の 1 日当たり平均出来高はそれぞれ、約 0.9 百万株、約 1.7 百万株及び約 2.0 百万株となっていることからすると、上記の希薄化は本第三者割当後の市場における当社普通株式の需給関係に影響を与える可能性があり、市場に対し一定の株価下落の圧力を与えるおそれは否定できないと考えられます。なお、本新株予約権がすべて行使された場合の発行株式数（8,000,000 株）をその行使期間である 1 年間（営業日ベースで 248 日と仮定）で市場で均等に売却したと仮定した場合の 1 日当たりの売却株式数は 32,258 株となり、かかる株式数は上記の決議日の直前営業日までの 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間（営業日ベースでそれぞれ 21 日、60 日及び 124 日）の 1 日当たり平均出来高のそれぞれ 3.57%、1.92%及び 1.62%となります。

しかしながら、上記「2. 募集の目的及び理由（２）本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、当社が割当予定先に対し本新株予約権の行使を許可する場合、その時点における当社株式の株価動向、出来高及び売買代金の状況を考慮した上で、必要に応じて行使を許可する本新株予約権の個数を制限することも可能となっております。そして、当社といたしましては、本第三者割当による資金調達に

この文書は、当社の第 29 回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

より取得した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、HGF 遺伝子治療薬の開発を継続し推進すること及び DNA ワクチン事業を推進することは、当社の事業基盤を強化又は拡大するものであり、もって当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えております。なお、平成 28 年 8 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当は、本第三者割当と同様の資金使途のための資金調達であり、今回の資金調達と同様に当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えております。そのため、本第三者割当における希薄化の規模は、平成 28 年 8 月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当による希薄化の規模と合わせたとしても、合理的であると判断しました。本新株予約権については、その目的である当社普通株式数は一定であり、希薄化の規模は限定されており、また希薄化は複数回に分かれた段階的なものとして市場への影響は漸次的なものになると考えられます。加えて、本新株予約権については一定の要件のもと当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であること、並びに、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関して株券貸借に関する契約を締結する予定はなく、本第三者割当により割り当てられた本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、売却に際しては可能な限り市場動向を勘案しながら適時適切に売却する方針である旨表明していること、から、本第三者割当による市場への影響には一定の歯止めがかかることが期待されると判断いたしました。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### (1) 割当予定先の概要 (平成 28 年 3 月 31 日現在)

(1) 商号	クレディ・スイス証券株式会社
(2) 本店所在地	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼 CEO マーティン・キーブル
(4) 事業内容	金融商品取引業
(5) 資本金の額	781 億円
(6) 設立年月日	2006 年 4 月 1 日
(7) 発行済株式数	310 万 7,514 株
(8) 事業年度の末日	3 月 31 日
(9) 従業員数	478 名 (単体)
(10) 主要取引先	投資家及び発行体含む法人
(11) 主要取引銀行	みずほ銀行、三菱東京 UFJ 銀行、クレディ・スイス銀行
(12) 大株主及び持株比率	クレディ・スイス KK ホールディング (ネダーランド) B.V. 100%
(13) 当社との関係等	
資本関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。
取引関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。
関連当事者への該当状況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態 (単体)	

この文書は、当社の第 29 回新株予約権発行 (第三者割当) (行使価額修正条項付) に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

決 算 期	平成 26 年 3 月期	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期
純 資 産	102, 223	111, 928	103, 916
総 資 産	2, 104, 954	1, 850, 721	1, 558, 533
1 株 当 たり 純 資 産 ( 円 )	32, 895	36, 018	33, 440
営 業 収 益	52, 392	52, 607	64, 320
営 業 利 益	13, 310	11, 851	21, 031
経 常 利 益	13, 177	11, 576	21, 246
当 期 純 利 益	10, 064	9, 743	17, 034
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 ( 円 )	3, 238. 67	3, 135. 51	5, 481. 55
1 株 当 たり 配 当 金 ( 円 )	6, 166	6, 166	8, 060

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、東証の取引参加者であるため、東証に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出はしておりません。割当予定先は、「反社会的勢力による被害を防止するための基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、関係機関との連携を密にして情報収集を行う一方で、対外諸手続面においても反社会的勢力との「関係遮断の徹底」の充実を図っていること等を、割当予定先との面談によるヒアリングにおいて確認しております。また、割当予定先であるクレディ・スイス証券株式会社及び同社グループは、国内外の上場会社が発行会社となる株式の公募の引受や新株予約権等の第三者割当による引受の実例を多数有しております。これらにより、当社は、割当予定先は反社会的勢力等の特定団体等とは何らの関係も有しないものと判断しております。

## (2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達のための主な目的 ② HGF 遺伝子治療薬の開発継続のための米国における新たな臨床試験の実施」に記載のとおり、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験の状況の分析・評価を開始し、その結果、HGF 遺伝子治療薬の開発戦略を見直し、米国において新たな臨床試験を実施することにしました。また、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的 ③ DNA ワクチン事業の推進」に記載のとおり、DNA ワクチン事業は当社の新たな事業の柱として期待できるものがあります。このような状況の中で、従前より資金調達活動の提案やその他の営業活動を通じて面識のあった証券会社数社に資金調達の可能性を当社から打診し協議を行う中で、その一つである割当予定先から新株予約権の発行による資金調達の提案を受けました。当社としては、HGF 遺伝子治療薬の開発を継続し推進すること及びDNA ワクチン事業を推進することは、当社の事業基盤を強化又は拡大に資する事業戦略上重要なプロジェクトと考えており、かかるプロジェクトを実施すべく資金調達が不可欠であること、また、割当予定先は、①国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、②同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること、③割当予定先との協議の中で、割当予定先から、当社の事業戦略、事業展開、資金の必要性及び時期等をご理解いただいたこと等を総合的に勘案し、クレディ・スイス証券株式会社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である割当予定先による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

## (3) 割当予定先の保有方針

この文書は、当社の第29回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。ただし、当社と割当予定先との間で締結される予定である本第三者割当契約において、本新株予約権の譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められます。

当社は、上記「(2) 割当予定先を選定した理由」に記載した割当予定先との間で協議を行った際に、割当予定先より以下の点につき口頭で確認を得ております。

- ・割当予定先は経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的とすること。
- ・割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針について、当該株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有し、長期保有の意思はないこと、及び割当予定先は、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向を勘案しながら適時適切に行う方針であること。
- ・割当予定先は、自己資金をもって、本新株予約権を取得し、本新株予約権の行使を行うこと。

また、割当予定先はいわゆる証券会社であり、自己の商品有価証券勘定にて本新株予約権又は本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を保有し、上記のとおり適宜市場内で売却を行いつつ、新株予約権の権利行使を実施する予定とのことです。従って、当社普通株式の希薄化は市場取引高に応じて徐々に進捗することとなり、急速には進みにくいと予想されます。

なお、割当予定先による本新株予約権の行使については、以下の(6)に記載している<割当予定先による行使制限措置>に基づいて行われます。

#### (4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、本日現在において、本新株予約権の払込金額の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は確保されている旨の報告を受けております。また、当社は、割当予定先から提供された業務及び財産の状況に関する説明書(平成28年3月期)に含まれる割当予定先の直近の財務諸表の現金・預金の額(平成28年3月31日現在)により、上記払込み及び行使に要する財産の存在について確認しており、その後かかる財務内容が大きく悪化したことを懸念させる事情も認められないことから、当社としてかかる払込みに支障はないと判断しております。なお、同説明書において、割当予定先の財務諸表が監査法人による監査を受けており、適正意見の監査報告書を受領している旨を確認しております。

#### (5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員・大株主と割当予定先の間において、本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もございません。

#### (6) その他

当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本第三者割当契約を締結いたします。

##### ① 制限超過行使の禁止

- (a) 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使を割当予定先に行わせない。
- (b) 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行う。
- (c) 割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間

この文書は、当社の第29回新株予約権発行(第三者割当)(行使価額修正条項付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させる。

② 当社による行使許可

- (a) 割当予定先は、本新株予約権の割当日の翌日以降平成 29 年 12 月 29 日までの期間中に、当社から本新株予約権の行使の許可（以下「行使許可」といいます。）を取得した場合で、かつ当該行使許可に基づき本新株予約権の行使が認められる期間（以下「行使許可期間」といいます。）内に、当該行使許可に基づき行使することができる本新株予約権の数の範囲内で本新株予約権を行使する場合に限り、本新株予約権を行使することができます。この場合、割当予定先は、行使許可期間の初日の直前取引日までに当社に対し行使許可申請書を交付することを要し、当社は、行使許可の申請を認めるか否かを当該行使許可申請書に明記して、行使許可期間の初日までに割当予定先に交付することを要します。当社は、割当予定先による本新株予約権の行使の申請に対して、自由な裁量により許可又は不許可を指示することができます。
- (b) 行使申請に際しては、以下の要件を満たすことが前提となります。
- (i) 行使申請を行う本新株予約権の個数が、20,000 個（本新株予約権の総数の 25%）を超えないこと
  - (ii) 行使許可期間が 20 取引日（左記における「取引日」とは、東証が開設されている日をいいます。）以内であること
  - (iii) 行使許可期間の初日の時点で、それ以前になされた行使許可に基づき行使可能な本新株予約権が存在していないこと
- (c) 割当予定先は、行使許可を取得した後、当該行使許可に係る行使許可期間中に、当社に対して通知することにより、取得した行使許可を放棄することができます。

③ 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会において決議し、かつ割当予定先に対して法令に従って通知することにより、当社代表取締役が定める取得日（但し、平成 29 年 7 月 5 日以降の日に限る。）に、本新株予約権の発行要項に従い、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当予定先の保有する本新株予約権の全てを取得することができます。割当予定先は、上記通知を受領した日の翌日以降、本新株予約権の行使を行いません。但し、上記通知がなされた後、発行会社が本新株予約権を取得しない旨を決定した場合、当該決定がなされた日の翌日以降は、本新株予約権を行使することができます。なお、当社及び割当予定先双方の同意がある場合、平成 29 年 7 月 4 日以前においても割当予定先の保有する本新株予約権の全てを取得することができます。

④ 割当予定先による本新株予約権の買取りの請求

平成 29 年 12 月 13 日以降同年 12 月 26 日までの間に、同年 12 月 18 日以降同年 12 月 28 日までの期間内の日を買取日として記載した書面により当社に対して通知することにより（但し、買取日は通知日の 2 営業日後の日（同日を含む。）以降の営業日とする。）、本新株予約権の買取りを請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、当該通知記載の買取日において、新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより、割当予定先の保有する本新株予約権の全てを買取ります。

7. 大株主及び持株比率

募集前（平成 28 年 6 月 30 日現在）	
塩野義製薬株式会社	1.88%
森下 竜一	1.10%
日本証券金融株式会社	0.98%
中村 敏一	0.75%

この文書は、当社の第 29 回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED (常任代理人バークレイズ証券株式会社 代表取締役 中居英治)	0.63%
モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社	0.61%
楽天証券株式会社	0.56%
株式会社SBI証券	0.53%
大和証券株式会社	0.51%
小谷 均	0.49%

- (注) 1 割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針について、上記「6. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」に記載のとおり、長期保有する意思を有していないとのことですので、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。
- 2 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

## 8. 今後の見通し

今回の資金調達による平成28年12月期以降の当社連結業績に与える影響は次のとおりです。今回の資金調達の目的であるHGF遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施及びDNAワクチン事業の推進に関連して費用が発生いたしますが、本第三者割当により調達した資金を充当してまいります。HGF遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施は、当社の設立以来の主要な開発パイプラインの一つであるHGF遺伝子治療薬の開発を継続し推進することにより当社の事業基盤を強化するものであり、また、DNAワクチン事業は当社の新たな事業の柱として期待でき、これを推進することは当社の事業基盤の拡大に資するものであり、両プロジェクトとも当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がる事業戦略上重要なプロジェクトであると当社は考えております。詳細は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 資金調達の主な目的」及び「2. 募集の目的及び理由 (2) 本新株予約権を選択した理由」をご参照ください。

なお、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (1) 調達する資金の額 (注) 2」に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途ごとに支出金額・時期を決めていく方針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

## 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績 (単体)

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
連結売上高	491百万円	909百万円	430百万円
連結営業損失 (△)	△1,363百万円	△2,273百万円	△4,171百万円
連結経常損失 (△)	△1,383百万円	△2,395百万円	△4,089百万円
連結当期純損失 (△)	△1,409百万円	△2,369百万円	△4,143百万円
1株当たり連結当期純損失 (△)	△46.91円	△62.12円	△74.53円

この文書は、当社の第29回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

1株当たり配当金	- 円	- 円	- 円
1株当たり連結純資産	107.86円	142.41円	73.75円

(注) 上記の1株当たり連結当期純損失の金額及び1株当たり連結純資産の金額は、平成25年5月21日開催の取締役会に基づいて平成25年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で行われた株式分割（以下「平成25年7月株式分割」といいます。）、平成25年11月18日開催の取締役会に基づいて平成26年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で行われた株式分割（以下「平成26年1月株式分割」といいます。）調整後の金額を遡及して算定しております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成28年6月30日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	62,981,061株	100%
現 時 点 の 行 使 価 額 に お け る 潜 在 株 式 数	44,000株	0.07%

(注) 上記潜在株式数は全てストックオプションによるものです。なお、上記発行済株式数は平成28年6月30日現在のものであり、その後平成28年8月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権の行使により、7,650,000株の普通株式が発行されております。上記発行済株式数に左記の株式数を加えた株式数（70,631,061株）を発行済株式数とした場合の現時点の行使価額における潜在株式数の発行済株式数に対する比率は、0.06%となります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンス後における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	62,981,061株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	8,044,000株	12.77%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	8,044,000株	12.77%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	上限行使価額はありません。	上限行使価額はありません。

(注) 上記発行済株式数は平成28年6月30日現在のものであり、その後平成28年8月行使価額修正条項付新株予約権第三者割当に係る新株予約権の行使により、7,650,000株の普通株式が発行されております。また、上記潜在株式数は、本新株予約権に係る潜在株式数に当社役職員向けのストックオプションに係る潜在株式数を加えたものであります。上記発行済株式数に左記の株式数を加えた株式数（70,631,061株）を発行済株式数とした場合の現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数の発行済株式数に対する比率及び下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数の発行済株式数に対する比率は、いずれも10.23%となります。

(4) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始 値	229.3円	523.1円	376.0円
高 値	1,589.7円	635.9円	438.0円
安 値	181.9円	232.0円	186.0円

この文書は、当社の第29回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

終 値	523.1円	370.0円	230.0円
-----	--------	--------	--------

(注) 上記に表示された株価は、平成 27 年 12 月期のものを除き、平成 25 年 7 月株式分割、平成 26 年 1 月株式分割及び平成 26 年 7 月 31 日を割当基準日とする平成 26 年 7 月新株予約権無償割当調整後の価額を遡及して表示しております。

② 最近 6 か月間の状況

	平成 28 年 6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月
始 値	595円	408円	300円	252円	278円	254円
高 値	605円	560円	342円	309円	306円	257円
安 値	306円	295円	250円	218円	242円	214円
終 値	409円	304円	253円	271円	252円	245円

③ 発行決議日前取引日における株価

	平成 28 年 12 月 16 日
始 値	252円
高 値	256円
安 値	252円
終 値	253円

(5) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払込期日	平成 26 年 4 月 14 日
調達資金の額	490,972,000 円 (差引手取概算額)
発行価額	440 円
募集時における発行済株式数	31,267,600 株
当該募集による発行株式数	1,136,300 株
募集後における発行株式数	32,403,900 株
割当先	フォレストフィールド 1 号投資事業有限責任組合
発行時における当初の 資金使途	上記差引手取概算額については、海外ですでに開発・販売されている オーファンドラッグを国内に導入するための費用の一部に充当する予 定です。
発行時における支出予定時期	平成 26 年 5 月から平成 29 年 9 月まで
現時点における資金の充当状況	これまでに、主に前臨床試験の費用として約 209 百万円をオーファン ドラッグ導入のための初期費用に充当しております。未充当の額は、 約 282 百万円であり、支出予定時期に変更はありません。

・ライツ・オフリング (ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当) による第 26 回新株予約権の発行

発行期日	平成 26 年 8 月 1 日
発行新株予約権数	32,403,900 個
発行価額	新株予約権 1 個につき 0 円
発行時における調達予定資金の額	9,332,323,200 円 (差引手取概算額 : 9,134,323,200 円)

この文書は、当社の第 29 回新株予約権発行 (第三者割当) (行使価額修正条項付) に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(差引手取概算額)	(内訳) 新株予約権発行分 0円 新株予約権行使分 9,332,323,200円
割当先	平成26年7月31日現在当社普通株式を保有する当社以外の株主
募集時における発行済株式数	32,403,900株
当該募集における潜在株式数	32,403,900株
現時点における行使状況	21,140,461株 なお、当社第26回新株予約権の権利行使期間は平成26年9月30日をもって終了し、行使されなかった新株予約権はすべて失権(消滅)したため、現時点における潜在株式数は0株です。
現時点における調達した資金の額	6,088,452,768円(差引手取金概算額:5,945,000,000円)
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、HGF 遺伝子治療薬の国際共同第Ⅲ相臨床試験に関する費用と、当該費用の支払いが行われる時期の当社の運営費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成26年9月から平成31年5月まで
現時点における資金の充当状況	これまでに、全額をHGF 遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の費用と当社の運営費用に充当しております。

・第三者割当増資

払込期日	平成27年4月6日
調達資金の額	338,250,000円(差引手取概算額)
発行価額	275円
募集時における発行済株式数	53,544,361株
当該募集による発行株式数	1,250,000株
募集後における発行株式数	54,794,361株
割当先	EVO FUND
発行時における当初の資金使途	本プログラムに基づき第1回割当から第6回割当までの第三者割当増資により調達される資金(上記差引手取概算額を含む。)は、(i) NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに(ii) NF-κB デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に必要と見込まれる費用に充当するものです。
発行時における支出予定時期	平成27年3月から平成31年まで
現時点における資金の充当状況	これまでに、NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験費用と NF-κB デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の準備費用に全額を充当しております。

・第三者割当増資

払込期日	平成27年5月11日
調達資金の額	386,500,000円(差引手取概算額)
発行価額	224円
募集時における発行済株式数	54,794,361株

この文書は、当社の第29回新株予約権発行(第三者割当)(行使価額修正条項付)に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

当該募集による発行株式数	1, 250, 000株
募集後における発行株式数	56, 544, 361株
割当先	EVO FUND
発行時における当初の資金使途	本プログラムに基づき第1回割当から第6回割当までの第三者割当増資により調達される資金（上記差引手取概算額を含む。）は、（i）NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに（ii）NF-κB デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に必要と見込まれる費用に充当するものです。
発行時における支出予定時期	平成27年3月から平成31年まで
現時点における資金の充当状況	これまでに、NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験費用と NF-κB デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の準備費用に全額を充当しております。

・ 第三者割当による第27回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行

割当日	平成28年4月11日
発行新株予約権数	64, 367 個
発行価額	新株予約権1個につき235円（総額15, 126, 245円）
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	2, 815, 090, 745円（差引手取概算額：2, 774, 090, 745円） （内訳） 新株予約権発行分：15, 126, 245円 新株予約権行使分：2, 799, 964, 500円
割当先	三田証券株式会社
募集時における発行済株式数	56, 544, 361株
当該募集における潜在株式数	6, 436, 700株
現時点における行使状況	全て行使済みです。
現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額）	3, 072, 467, 445円 （3, 028, 512, 798円）
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、（i）NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに（ii）NF-κB デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に必要と見込まれる費用に充当するものです。
発行時における支出予定時期	平成28年4月から平成32年まで
現時点における資金の充当状況	これまでに、NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験費用と NF-κB デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の準備費用に約1, 475百万円を充当しております。 また、上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的⑤ その他の事業の現状について」に記載いたしましたとおり、NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした国内第Ⅲ相臨床試験の解析速報を踏まえると、アトピー性皮膚炎を対象疾患とする医薬品として承認申請を行うことはきわめて困難であるため、調達した

この文書は、当社の第29回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

	<p>資金のうち、承認申請を前提として調達した資金である約 539 百万円については、資金の用途を変更の上、当社の事業基盤の拡大に繋がる DNA ワクチン事業の分野への本格的進出を目的として、Vical 社への出資約 808 百万円に充当しております。さらに、上記のとおり、現時点において調達した資金の額は、差引手取金概算額約 3,029 百万円となっており、当初見込んでいた、NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎及び椎間板性腰痛症をそれぞれ対象疾患とした治療薬の開発費用の合計金額である約 2,623 百万円を上回っております。当初、かかる開発費用の金額を上回る資金が調達できた場合には、当該余剰については、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するために平成 29 年までに必要と見込まれる費用及び旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部（研究開発関連費用及び本社機能運営費用等）につき、ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）による第 26 回新株予約権の発行に基づき調達した資金では賄うことができない不足分が発生し次第充当する予定でありましたが、生じた余剰のうち約 269 百万円についても、当社の事業基盤の拡大に繋がる DNA ワクチン事業の分野への本格的進出を実現すべく、同様に Vical 社への出資約 808 百万円に充当しました。また、生じた余剰のうち約 8 百万円については、平成 28 年 8 月の当社の運転資金（人件費、支払報酬、旅費交通費、地代家賃等）の一部に充当しました。なお、生じた余剰のうち残りの約 129 百万円については、当初の予定どおり、旧国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するための費用及び当社の運転資金の一部に、平成 28 年 4 月から 6 月にかけて充当しております。</p> <p>その後、平成 28 年 12 月 19 日付「新株予約権発行に係る資金用途の一部変更に関するお知らせ」と題するプレスリリース及び上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的 ⑤ その他の事業の現状について」に記載いたしましたとおり、NF-κB デコイオリゴアトピー性皮膚炎治療薬にかかる費用の見直し、及び NF-κB デコイオリゴの椎間板性腰痛症の開発戦略の変更（臨床試験規模の縮小）により、これらにつき大幅に削減できることが判明いたしました。そのため、調達した資金のうち、削減可能となった資金約 825 百万円については、(x) 当社の事業基盤の拡大に繋がる DNA ワクチン事業分野への進出にかかる費用（約 368 百万円）及び (y) 日本における HGF 遺伝子治療薬の期限付き・条件付き承認取得後の販売用の製剤の製造費用（約 457 百万円）へ資金の用途を変更するいたしました。かかる資金用途の変更の直前においては、未充当の残額が約 1,554 百万円存在していましたが、当該変更により、上記 (x) 及び (y) に充当されることになるため、未充当の残額が約 854 百万円となりました。</p>
--	--

・第三者割当による第 28 回新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）の発行

割当日	平成28年 8 月22 日
発行新株予約権数	76,500個

この文書は、当社の第 29 回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

発行価額	11,245,500円（本新株予約権1個当たり147円）
発行時における調達予定資金の額 （差引手取概算額）	2,359,795,500円（差引手取概算額：2,320,795,500円） （内訳） 新株予約権発行分：11,245,500円 新株予約権行使分：2,348,550,000円
割当先	三田証券株式会社
募集時における発行済株式数	62,981,061株
当該募集における潜在株式数	潜在株式数：7,650,000株（本新株予約権1個当たり100株）
現時点における行使状況	すべて行使済みです。
現時点における調達した資金の額 （差引手取概算額）	1,800,030,800円 （1,766,823,810円）
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、（i）HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用、並びに（ii）運転資金の一部に充当するものです。
発行時における支出予定時期	平成28年8月から平成29年4月
現時点における資金の充当状況	これまでに、（i）HGF 遺伝子治療薬の米国における新たな臨床試験の実施に関連して必要となる費用、及び（ii）運転資金の一部として、約820百万円を充当しております。未充当の額は、約947百万円です。

#### （6） ロックアップについて

本新株予約権の募集に関連して、当社は、割当予定先との間で、本第三者割当契約において、本新株予約権の割当日以降、割当日から起算して180日目までの期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、①ロックアップ対象有価証券（以下に定義します。）の発行（株式分割を含みます。）、募集、貸付け、売付け、売付契約の締結、当社の株主による当社普通株式の売出しについて同意することその他譲渡若しくは処分を行うこと若しくはそれらのための機関決定を行うこと、②当社の指示により行為する法人若しくは個人に①に定める行為を行わせること、又は、③①若しくは②に記載する行為を行うことを企図していること若しくはそれに同意することを発表若しくは公表することを行わないことを合意する予定です。

なお、「ロックアップ対象有価証券」とは、当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式、当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式に転換又は交換されうる有価証券並びに当社普通株式若しくは当社のその他の種類の株式を取得する権利又は義務の付された有価証券をいいます。

上記にかかわらず、以下の場合は、上記で禁止される行為に該当しない旨合意しております。

- a 本新株予約権の発行及び新株予約権の行使による発行会社普通株式の交付
- b 株式分割又は株式無償割当てに伴う発行会社普通株式の交付
- c 吸収分割、株式交換又は合併に伴う発行会社の株式の交付
- d 会社法第194条第3項に基づく自己株式の売渡し
- e 当社並びにその子会社及び関連会社役員又は従業員を対象とする新株予約権の発行

また、当社は、割当予定先との間で、本第三者割当契約において、本第三者割当契約の締結の日以降いずれかの本新株予約権が残存している期間中、上記a乃至eに該当する場合を除き、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、時価連動型新株予約権等（以下で定義します。以下同じです。）の発行について同意すること、そのための機関決定を行うこと、若しくは時価連動型新株予約権等の発行を企図していること又は同意することを発表又は公表することはしないことを合意する予定です。

なお、「時価連動型新株予約権等」とは、当社が第三者割当てによる募集により発行する以下のア乃至エに掲げる有価証券（以下「CB等」という。）であって、これらに付与又は表章される新株予約権又は取得請求権（以下「新株予約権等」という。）の行使に際して払込みをなすべき1株当たりの額が、6か月間に1回を

この文書は、当社の第29回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

超える頻度で、当該新株予約権等の行使により交付される株式の取引所金融商品市場における価格（取引所金融商品市場の価格を利用して算出される平均価格、売買高加重平均価格その他の価格を含みます。）を基準として修正が行われ得る旨の発行条件が付されたものをいいます。当社が発行する有価証券に係る金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引その他の取引が発行会社が発行するCB等と密接不可分の関係であって、かつ当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引が一体として時価連動型新株予約権等と同等の効果を有する場合には、当該CB等及び当該デリバティブ取引その他の取引を一体として時価連動型新株予約権等とみなされます。

- ア 転換社債型新株予約権付社債券（新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいいます。）
- イ 新株予約権付社債券（新株予約権付社債券（転換社債型新株予約権付社債券を除きます。）並びに同時に募集され、かつ同時に割り当てられた社債券及び新株予約権証券であって、一体で売買するものとして発行されたものをいいます。）
- ウ 新株予約権証券
- エ 取得請求権付株式（取得請求権の行使により交付される対価が発行会社の発行する上場株式であるものをいいます。）

この文書は、当社の第29回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## アンジェス MG株式会社第29回新株予約権（第三者割当）（行使価額修正条項付） 発行要項

### 1. 本新株予約権の名称

アンジェス MG株式会社第29回新株予約権（第三者割当）（行使価額修正条項付）（以下「本新株予約権」という。）

### 2. 申込期間

平成29年1月4日

### 3. 割当日

平成29年1月4日

### 4. 払込期日

平成29年1月4日

### 5. 募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をクレディ・スイス証券株式会社（以下「割当先」という。）に割り当てる。

### 6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式8,000,000株とする（本新株予約権1個当りの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第11項第(2)号、第(5)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

### 7. 本新株予約権の総数

80,000個

### 8. 本新株予約権の払込金額の総額

金22,400,000円（本新株予約権1個当たり280円）

### 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当りの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、当初253円とする。

### 10. 行使価額の修正

この文書は、当社の第29回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

第16項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が127円（以下「下限行使価額」といい、第11項の規定を準用して調整される。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。本新株予約権のいずれかの行使に当たって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

#### 11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの払込金額}}{\text{1株当りの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式の取得又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又はその関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。）の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する

この文書は、当社の第29回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \text{ 当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4)① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値（当該30取引日のうち終値のない日数を除く。）とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。  
① 株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。  
② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。  
③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- (7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

## 12. 本新株予約権を行使することができる期間

この文書は、当社の第29回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

平成29年1月5日から平成30年1月4日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社代表取締役が決定した場合は、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社代表取締役が定める取得日（但し、平成29年7月5日以降の日に限る。）に、本新株予約権1個につき280円の価額で、当該取得日に残存する本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をした上で、当社代表取締役が定める取得日（但し、当該組織再編行為の効力発生日前の日に限る。）に、本新株予約権1個当たり280円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する株式が東京証券取引所により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止が決定された場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（取引日でない場合には、その翌取引日とする。）に、本新株予約権1個当たり280円の価額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

16. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項第(1)号記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第19項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。行使請求受付場所に対し行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第20項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第19項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、当社株式の権利行使価格、権利行使期間、当社株式の株価（253円）、株価変動率（105.89%）、配当利回り（0円）及び無リスク利率（△0.309%）を勘案し、新株予約権の評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用い、かつ、当社の行動としては、割当予定先による本新株予約権の行使の申請に対して行使許可は常に行うこと、及び本新株予約権の取得条項は発動しないこと、また、割当予定先の行動としては、権利行使期間中、一様に分散的な権利行使請求がなされること、及び株価が下限行使価格を下回り本新株予約権の買取り請求ができる条件が整った場合には当社に請求の通知を行うことを想定して、評価した結果を参考に、本新株予約権1個当りの払込金額を金280円とした。さらに、

この文書は、当社の第29回新株予約権発行（第三者割当）（行使価額修正条項付）に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第9項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成28年12月16日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に相当する金額とした。

19. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

20. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 新橋支店

21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

23. その他

- (1) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
- (4) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

以 上